



Title	ハラージュ地の土地所有権について : アブー・ユースフとハッサーフの場合
Author(s)	愛宕, あもり
Citation	関西アラブ・イスラム研究. 2003, 3, p. 33-41
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/105832
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ハラージュ地の土地所有権について

—アブー・ユースフとハッサーフの場合—

愛宕 あもり*

Ownership of *karāj* lands

—Legal opinions of Abū Yūsuf and al-*Kaṣṣāf*—

In the ninth century, the Ḥanafite jurist, al-*Kaṣṣāf* defined waqf and explained the basis for the transforming of lands into waqf. The following is the group of persons who are entitled to transform their landed properties into waqf; the proprietors of *karāj* lands, *uṣr* lands, *mawāt* lands, *iqṭāʿ* lands and *ḥawz* lands. On the contrary, the group of persons who are not allowed to constitute waqf; the cultivators of *mawāt* lands, the peasants of *ḥawz* lands and the *muqṭāʿ*s of *karāj* tax. I try to research what the difference between the two depends on.

[1]

イスラム暦3世紀（西暦9世紀）中ごろのイラクのハナフィー派法学者、ハッサーフ al-*Kaṣṣāf*, Abū Bakr Aḥmad b. ʿAmr aṣ-Ṣaybānī (261/874没)は、『ワクフ規定書 *kitāb aḥkām al-awqāf*』において、その書名通り、ワクフの法規を示している。この書は、質問者と回答者の問答形式で構成されているので、そのなかからワクフの定義を拾いあげると、「元物 *aṣl* を永遠に固定し、収益 *ḡalla* を喜捨する」ということになろう。固定とは、相続されず、贈与されず、売却されないこと、と言う。また、貸借契約によって得られる賃貸料や収穫物の分け前分が、ワクフ受益者に与えられるのを合法としている (KH, pp.205-208)。こうして、土地をワクフにしようとする設定者は、土地自体を処分する権利と、それを使用する権利の両方を持っていることが求められる。マムルーク朝時代のハナフィー派法学者タラーブルシー Ibrāhīm b. Mūsā aṭ-Ṭarābulusī (922/1516没) は、簡にして要を得た定義をしている。「物自体 *ʿayn* を固定 *ḥabs* し、使用 *manfaʿa* を譲渡 *tamlīk* して喜捨 *taṣadduq* する」 (TR, p. 7)。ハッサーフと同様である。個人の土地所有権が前提である。

* 四天王寺国際仏教大学 教授

しかしながら、これはイスラム法の土地理論として知られている国家的土地所有理論と矛盾する。この土地理論は、ベッカーをはじめとして多くの研究者によって支持されているが (BC, vol.1. p.344)、嶋田襄平氏によると、次のようである。ムスリムによって征服された土地は、ファイfay (戦利品) として、ムスリム全体 (すなわち国家) に属する不可分の永代土地財産であり、個人はその占有ないし用益を許されているにすぎない (SJ1, pp.119-120; SJ3, pp.226-228; SJ4, pp.319-322; SJ5, pp.323-327)。近年、用益権の分析を物された清水和祐氏も、この国家的土地所有理論を前提として氏の論を展開された (SK)。しかし、この理論を認めない研究者もいる。ヨハンセンは、ハナフィー派においては、ハラージュ地は私有財産であると認められており、所有権の証拠はハラージュの支払いである、と主張している (JB, 特に pp.7-24)。

この小論では、以上の議論の検証を試みたい。まずは、ハッサーフによって、ワクフ物件の対象となる土地についての彼の見解を見る。ついで、アブー・ユースフ Abū Yūsuf (182/798没) の見解を求める。その理由は、アブー・ユースフがハナフィー派の学祖の一人であること、彼の見解をよく知ることのできる著書『租税の書 kitāb al-*karāj*』が現存すること、そして、嶋田襄平氏が、アブー・ユースフを国家的土地所有論の形成者の一人——完成者ではないが——とされていることによる。また、法学派間で学説に相違のあることを考えて、今回はハナフィー派のみに限定し (アブー・ユースフとハッサーフの二人にすぎないが)、他の法学派については触れないでおく。

[2]

ハッサーフは、ワクフの設定が法的に成立する土地とは何か、また、その土地をワクフにすることのできる者は誰であるか、そして逆の場合はどうかを次のように分類している。

(1) ワクフの設定が成立する土地の所有者

- ① ハラージュ地 *arḍ al-*karāj** の所有者
- ② サダカ地 *arḍ aṣ-ṣadaqa* (またはウシュル地 *arḍ al-uṣr*、同義語) の所有者
- ③ イマーム (またはスルターン、同義語として使用されている) が授与した *aqṭa'a* 死地 *mawāt* の所有者
- ④ イマーム (またはスルターン) 私有の土地をイマーム (またはスルターン) が授与した土地の所有者

(2) ワクフの設定が不成立となる者

- ① 死地の直接耕作者

- ② 囲い込み地 *arḍ al-ḥawz* の直接耕作者
- ③ スルターンが授与した国庫の取り分 *ḥaqq bayt al-māl* の譲受人

(KH, pp.34-37)

ハッサーフの同時代人で、同じくイラクの法学者ヒラール・アッラーイ *Hilāl ar-Ra'y* (245/859没) も、その著書『ワクフ規定書 *kitāb aḥkām al-waqf*』において、ワクフ設定成立の土地について若干触れており、そこでは上記の (1-①) と、ハッサーフでは述べていないところの囲い込み地の所有者が、自らの土地をワクフにすることができる、としている (HR, p.16)。

以下に、ハッサーフの見解のなかで、ワクフの成立・不成立にとって重要と思われる点を二、三述べる。

(1-①) のハラージュ地をワクフにすることが許される理由をハッサーフは次のように言う。「ハラージュ地は、ハラージュの支払い者であるところの、その所有者に属しているから *li-anna arḍa l-ḥarāji li-māliki-hā wa-‘alay-him fī-ha l-ḥarāju*」。また次のようにも言う。「ハラージュ地は、その持主に属する私有地である *wa-hiya milkun li-arbābi-hā*」。ハッサーフは、ハラージュ地が個人によって所有される私有地であることを明言している。所有者自身が所有する土地であるから、所有者はワクフに変えることができる。ハラージュ地の所有権については後述するつもりであるが、二つ付言しておく。その一は、ハラージュ地の所有者がズインミーであっても、その者は自らの子孫のためにワクフを設定することができる (KH, pp.335-342)。第二は、ハラージュ地をワクフとした場合、ハラージュは依然として支払われなければならない。ハラージュはワクフ受益者の受け取り分のなかから差し引かれる (KH, p.207)。

(2-①) は、次のようである。イマームが、ある者に死地 (マワート) を授与した。彼は農民 *muzāri‘ūn* たちを入れて、開墾させた。農民たちは土地を開拓した。そのなかの一人が、この土地の一部をワクフとした。(2-②) は、次のようである。スルターンがある土地を囲い込んで *ḥāza*、農民たち *muzāri‘ūn* をそこへ入れて開墾させた。彼らはスルターンに属する作男たち *akara* で、スルターンが追い出そうと思えば、そうすることのできる農民たちである。彼らのうちの一人がハウズ *ḥawz* の土地の一部をワクフとした。*arḍ al-ḥawz* は、嶋田襄平氏に基づき、囲い込み地と訳した (SJ2, pp.183-185)。囲い込み地については、アブー・ユースフが語っているが、ただし彼は *ḥawz* の語は用いていない。次のように言う。「所有主のいない死地 (マワート) において、堀で囲い、その囲った所を耕作し、貸借し、灌漑を行い、水利・土地管理を行い、開墾すると、開墾者の所有に帰す。もし、それがウシュル地であれば、ウシュルを払う。ハラージュ地であれば、ハラージュを払う。井戸を掘り、

あるいは運河を引くならば、ウシュル地となる (AU, p.71)」。]

(2-①) と (2-②) の場合のワクフが不成立である理由は次のようである。これらの農民たちは作男たち *akkār* で、土地本体 *raqaba al-arḍ* への権利を持っていない。ワクフは元物 *al-usūl* または土地の本体 *riqāb al-araḍīn* でなければ、成立しない。

(2-③) は次のように述べられる。スルターンが授与する国庫の取り分 *ḥaqq bayt al-māl* とは何か。個人に属する土地であり、個人の私有地であるところのハラージュ地、そのうちの耕作地から生じる生産量の半分、それは、国庫が徴収する。国庫の取り分とは、このことを指す。そのうちの一部をスルターンは譲受人に与える。スルターンは「この半分の五分の四を汝に授与する。汝には半分の五分の一すなわち生産量総額の十分の一を国庫に支払う義務がある」と言う。譲受人は土地本体を所有しているのではない。国庫の取り分の一部を授与されているのである。よって、その土地をワクフとすることはできない。

ワクフ設定不成立の理由を語るハッサーフの言葉は明瞭である。土地本体を所有する者のみがワクフを設定することができるのである。

スルターンが授与する *aqṭa'a* もの、それをハッサーフはイクター *iqṭā'āt* と呼んでいるが、彼はイクターを三つに分けている。第一は、死地 (マワート) を授与したもの (1-③)、第二は、スルターン私有地を授与したもの (1-④)、第三は、国庫の取り分を授与したもの (2-③) である。第一と第二は土地の授与であるが、第三は税の授与である。一定額を国庫に納入する義務を負った徴税権の授与である。第一と第二において、譲受人は土地の所有者となるが、第三はそうでない。よって、ワクフ設定が許されるのは、第一と第二である。

以上がハッサーフの分類した土地の種類である。ハッサーフは、土地本体の所有と、土地の使用の区別を示している。分類のなかに私領地 (ダイア *ḍay'a*) が入っていない。しかし、ハッサーフは色々な箇所でダイアを例として使っている。これをどのように捉えるかは、今後、検討する必要があると思われる。土地に附属する奴隷 *raqīq* や牛が、土地とともにワクフにされたり (KH, p.34, p.152)、ワクフ地が貸借契約によって経営されていることなどから (KH, pp.205-208)、ワクフにされる農地はかなりの規模を有していたと思われる。

今一度、ハッサーフの見解を結論づけると、次のようである。ワクフを設定することができる者は、土地本体を所有する者である。ハラージュ地は私有地である。即ちハラージュ地の所有者は、ワクフ設定の成立する土地本体の所有者である。

[3]

ハッサーフが私有地とみなしたハラージュ地をアブー・ユースフはどのように考えているのか。ハラージュあるいはハラージュ地についての彼の見解を、『租税の書』から簡単に纏めることにする。ここには、次の章で扱う土地の所有についての彼の見解も現れている。アブー・ユースフは、土地を課税に基づいて二分類する。ハラージュ地とウシュル地である。

- (1) アラブ-ムスリムの征服の際、和約によって取得された土地。その土地の住民はズインマの民となり、彼らからハラージュが徴収される。
- (2) 武力征服によって取得された土地は、征服軍将兵の間で分配されるか、分配されずに住民の手に残されるかどうかである。その選択権はイマームにある。
 - ① 分配される場合、五分之一をイマームが取り、残りの五分之四は将兵たちの間で分配されて彼らの所有するところとなる。彼らには、ウシュル支払いの義務が生じる。
 - ② 分配されない場合、征服地の住民の手に留められて、住民にはハラージュが課せられる。

(1)と(2-②)に起源を持つところのハラージュ課税の土地が、ハラージュ地である。それとは別に、ウシュルの課せられる土地がウシュル地であるが、本題とあまり関係がないので省くことにする。(以上AU, pp68-69, pp.71-72, p.211に基づく)

[4]

嶋田襄平氏が、アブー・ユースフを、国家的土地所有理論の形成者と考えられたのは、次の論拠による。

第一は、ウマル1世 ‘Umar b. al-Kaṭṭāb (13-23/634-644在位) に関するハディースである。

- (A) Abū Yūsufは、イラクおよびシリアの征服後、ウマル一世がその土地を分配しないことをきめ、「私は土地をその農民とともに保留し (ahbasa)、土地にハラージュを、人間にジズヤを課し、それをムスリムの戦士・家族および彼らの子孫のためにファイとしたいと考える」と述べたと伝えている。(SJ4, pp.319-320) (AU, p.27)

第二は、アブー・ユースフの次のような発言である。

- (B) ファイについては「それは我々の意見ではハラージュつまり土地のハラージュである」と言い、一中略「それは最後の審判の日に至るまで我々の

子孫である信者たち（イスラーム教徒）に属する」と言う。(SJ5, p.325)
(AU, p.25)

嶋田襄平氏は(A)について次のように述べられる。アブー・ユースフは、征服をスルフ（自発的降服）とアンワ（武力征服）の二つの型に分ける初期イラクの法理論と、武力による征服地の分配についてのイマームの選択権を認めるアブー・ハニーファの説を継承して、武力征服地をファイと称した。しかし、これに付け加えて、メディナ学派のファイ理論、即ち〈分配されずムスリム全体のものとなった征服地がファイである〉を採用したことを示しているのが、(A)である。また、(A)において、*aḥbasa*（保留する）と表現していることから、アブー・ユースフは、征服地はムスリムのためのワクフであるという説の保持者である。このように、氏は論じられている。(SJ4, pp.318-320)

(B)については、アブー・ユースフの、ファイという言葉は、いわゆるファイ理論の意味に使用されていて、ガニーマは動産の戦利品で、ファイは不動産の戦利品と考えられている、と述べられている。(SJ5, p.325)

[5]

さて、アブー・ユースフの土地理論を検討するに当たり、『租税の書』から幾つか引用を付け加える。

(C) 上述の(A)はメディナの識者たちから伝えられている長いハディースの一部で、その前の方の部分に、次のような土地分配賛成論者の言葉がある。

「我々の剣によって神が我々に授けたもうたものを、戦闘に加わりもせず、その場に居合わせもしなかった者たち、そしてその者たちの子孫のために、あなたは留めておくのか *a-taqifu*」(AU, p.26)

(D) ズフリー *az-Zuhri* (124/741没) からのハディースに、次のような言葉がある。

「ウマルの考えは、それを（サワードを）残し、それを分配しないというものであった *an yatrūka-hu wa-lā yaqsima-hu*」(AU, p.28)

次の(E)から(H)は、アブー・ユースフ自身の言葉である。

(E) 「(サワード征服後、ウマルに相談された人々によって) 次のことが同意された。それを（サワードを）残し、そのハラージュを集め、その人々の手にそれを留め、彼らの土地にハラージュを、彼らの首にジズヤを課すこと *fa-ujmi‘a ‘alā tarki-hi wa-jam‘i karāji-hi wa-iqrāri-hi fī-aydī ahli-hi wa-waḍ‘i l-karāji ‘alā-arādī-him wa-l-jizyati ‘alā-ru‘ūsi-him*」(AU, p.38)

(F) 「ウマルの考えたハラージュの徴収とムスリムたちの間への支給は、彼ら

全部の利益となる。なぜならば、現金給与（アター ‘aṭā’）や現物給与（リズク rizq）の観点から、これが人々（ここは将兵の意）のために保留されていなかったら *law lam yakun mawqūfan*、国境を守れず、兵力を増強することもできず、異教徒たちが彼らの町に戻ってくることもありうるだろう」（AU, p.29）

(G) 「非アラブ（アジャム *al-a‘ājim*）の住む土地をイマームが征服し、住民の手にそれを残したら *wa-taraka-hā fī-aydī ahli-hā*、それはハラージュ地である」（AU, p.75）

(H) 「ウマルがサワードで行ったように、イマームが（征服地の）人々の手にそれを（征服した土地を）留めることを *fī-igrāri-hā fī-aydī ahli-hā* 宜しと考えて分配しないならば、それはハラージュ地である。その後、イマームはそれを没収できない。その土地は彼らに（被征服民に）属する私有地 *milkun la-hum* であり、彼らはそれを相続し、売買する」（AU, p.69）

これら引用文の主眼は、征服地を将兵たちに分配せず、被征服民の手に土地をそのまま残して税を取り、それを軍隊の費用を中心とする国の経費に充てようとするものである。確かに、アブー・ユースフは征服地がムスリム全体のために保留されたと考えている。しかし、彼の言う保留とは、征服地が将兵に奪われるのを防いで、原住民に彼らの土地をそのまま残した、留めておいたということを意味している。国家の財源を得るために、ハラージュを得るために、彼らの土地を彼らに残したのである。(B)において、「ファイとはハラージュであり、土地税である」と言っているのは、まさしくその言葉通り、税であって、土地ではない。アブー・ユースフの見解を正確に言えば、ファイとは、ムスリムのために原住民に保留された征服地からの税である。(H)で言明しているように、土地は彼ら原住民の私有地であって、彼らはそれを相続し売買する。このような処分権は所有権の権能である。アブー・ユースフがハラージュ地の売買を認めていたことは、次の言葉からも明らかである。

(I) 「いかなる者もハラージュ地をウシュル地に、ウシュル地をハラージュ地に変えることは許されない。ウシュル地の所有者が、隣接するハラージュ地を買って、それを自己の土地といっしょにウシュル地にして、ウシュルを支払う、あるいはハラージュ地の所有者が隣接するウシュル地を買って、それを自己の土地といっしょにハラージュ地にして、ハラージュを支払うことは許されない」（AU, p.94）

これは、土地の売買を前提とした言説である。その上で、ウシュル地の所有者であるムスリムが、ズインミーから購買などによりハラージュ地を得た場合、

彼が支払うべき税は、彼がムスリムであるからウシュルを支払えばよいのではない。それがハラージュ地であるという理由で、ハラージュを支払わなければならないのである。どちらの税を払う土地であるのかが判断の基準とされる。アブー・ユースフは、ハラージュを支払う土地の持主に所有権を認め、それはその持主が何者であるかを問わない。その代わり、その持主は何人であれ、ハラージュ地であるがゆえにハラージュを支払わなければならないのである。課税は人間を基本にしてなされるのではなく、土地を基本にするというアブー・ユースフの考えは、2章で述べたように、死地の囲い込み地の税についての見解にも現れている。そこがウシュル地であれば、ウシュルを払い、ハラージュ地であれば、ハラージュを払う、と言う。

(B)を除いて、(A)から(H)までの文では、*taraka*/*aqarra*/*waqafa*/*ḥabasa*の語が、残す、留める、そのままにする、の意味で使われている。ここでは同義語である。特別に、*waqafa*や*ḥabasa*が所謂「ワクフ」を意味して使われているのではない。そもそも、ワクフにおいて何が保留される、固定されるのかといえば、ワクフ物件の処分権が保留される、固定されるのである。しかし、引用したアブー・ユースフの言葉では、先述の通り、そのような意味は持っていない。(A)と(C)のメディナの識者たちから伝えられているハディースにおいて、*ḥabasa*と*waqafa*の語が使われているが、それについては、「ワクフ」の意味で使おうとするメディナ学派の意図があるかもしれない。しかしながら、このハディースを語ったアブー・ユースフの目的は、サワードを将兵に分配しないというウマルの決意とその目的、そして、事実、サワードは分配されなかったのだ、ということ述べるにある。彼が、*ḥabasa*と*waqafa*の語を使ったのは、ハディースで語られているままに引用したにすぎないと思われる。

征服地はワクフであるという説を仮定的に立ててみるなら、まずワクフ設定者となるイマームもしくは政府が征服地の所有者でなければならない。そのためには、被征服民は所有権を喪失する必要がある。その上で、所有権を持ったイマームまたは政府が、ムスリムを受益者としてワクフを設定する。そして、管理人として収益を得るために貸借契約をし、賃借人から賃貸料を得て、それをワクフ収益としてムスリムに分配する、ということになる。しかしながら、アブー・ユースフは被征服民が所有権を喪失したとは考えていないので、このことから、彼がワクフ説を採ることはないであろうと思われる。

かくして、アブー・ユースフは国家的土地所有理論に組していないと結論づけられよう。ハナフィー派のアブー・ユースフとハッサーフは、ともに、ハラージュ地が私有地であると考えている。

参考文献

- AU : Abū Yūsuf, *Kitāb al-Ḳarāj, Būlāq*, 1302H
HR : Hilāl ar-Ra'y, *Kitāb Ahkām al-Waqf*, Hyderabad, 1355H
KH : al-Ḳaṣṣāf, *Kitāb Ahkām al-Awqāf*, al-Qāhira, 1322H
TR : aṭ -Ṭarābulusī. *al-Is'āf fī Ahkām al-Awqāf*, Bayrut, 1981
SJ1 : 嶋田襄平、『イスラムの国家と社会』、岩波書店、1977
SJ2 : 嶋田襄平、初期イスラーム時代のカティーアとダイア、『初期イスラーム国家の研究』、中央大学出版部、1996
SJ3 : 嶋田襄平、タスクとウスターン『初期イスラーム国家の研究』、中央大学出版部、1996
SJ4 : 嶋田襄平、ファイ理論の展開——歴史的概観、『初期イスラーム国家の研究』、中央大学出版部、1996
SJ5 : 嶋田襄平、ガニーマとファイの対立観念の形成、『初期イスラーム国家の研究』、中央大学出版部、1996
SK : 清水和祐、アッバース朝期法学史料における土地のラカバと用益権、『史淵』第135輯、平成10年
BC : Becker, C.H., *Islamstudien. Vom Werden und Wesen der Islamischen Welt*, Repr. edn Georg Olms Verlagbuchhandlung, Hildesheim, 1967
JB : Johansen, B., *The Islamic Law on Land Tax and Rent*, London, New York, Sydney, 1988